

会議における I T機器の使用に関する申し合わせ事項

(平成 27 年 1 月 30 日議会運営委員会確認)

この申し合わせ事項は、議会の会議（本会議を除く。）における I T機器の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 使用できる会議

本会議を除く委員会及びその他の会議

2 会議での使用

使用を希望する者は、会議開始までに当該会議の長にその都度申出（口頭でよい）をし、了承を得ること。

3 使用できる I T機器

(1) タブレット端末及びそれに類する機器

(2) スマートフォン（スケジュール確認を行うための使用に限る。）

4 使用に当たっての禁止行為及び留意事項

(1) 会議の目的外の用途の使用及び誤解を招く行為はしないこと。

(2) 会議中は音が出ない状態及びインターネットにつながらない状態に設定すること。

(3) 機器を利用して撮影、録音はしないこと。ただし、特に当該会議の長の許可を得たときはこの限りでない。

5 違反行為に対する措置

当該会議の長は、前項の規定に違反する行為をし、又はしようとする者に対しては、注意し、改められない場合は、I T機器の使用の停止を命じるものとする。

6 使用できる者

使用できる者は、議員、理事者及び議会事務局職員とする。

7 その他

(1) 議長は、議会における I Tの導入・活用に関しての有用性を高めるため、勉強会又は研修会を積極的に実施するよう努めるものとする。

(2) この申し合わせ事項に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は、議会運営委員会で協議する。

8 運用開始時期

この申し合わせ事項の運用は、平成 27 年 6 月 1 日から試行する。